

○松田町創生推進拠点施設の設置及び管理に関する条例

(平成 30 年 12 月 14 日条例第 30 号)

(趣旨)

第 1 条 新たな魅力のある松田町を目指し、女性の雇用の創出や創業支援、生活支援の実施や地域情報の発信を通じて、地域の振興及び地域経済の活性化による地方創生を図るため、松田町創生推進拠点施設（以下「拠点施設」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用 拠点施設で事業を営むことをいう。
- (2) 利用者 拠点施設で事業を営む者をいう。
- (3) 来館者 拠点施設への一般の来館者をいう。

(名称及び位置)

第 3 条 拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
松田町創生推進拠点施設	松田町松田惣領 321 番地 1

(構成)

第 4 条 拠点施設は、次の施設をもって構成する。

- (1) 本館
- (2) 車庫
- (3) 倉庫
- (4) 駐車場
- (5) その他付帯施設

(業務)

第 5 条 拠点施設は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 女性の雇用の創出や創業に繋がるための業務
- (2) 地域住民へのコミュニティの場の提供に関する業務
- (3) イベントの企画運営、情報発信の提供に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める業務

(利用の許可)

第 6 条 利用を希望する者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。また、許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序及び善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
 - (2) 拠点施設の施設、設備、備品等を損傷し、または滅失するおそれがあると認めるとき。
 - (3) 爆発物又は危険物を取り扱うとき。
 - (4) 暴力団排除の趣旨に反すると認めるとき。
 - (5) 拠点施設の設置目的に反し、管理運営上不適当であると認めるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、拠点施設の管理運営上特に支障があると認めるとき。
- 3 町長は、第1項の許可をする場合において必要があると認めるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用権の譲渡の禁止)

第7条 利用者は、拠点施設を利用目的以外のことに利用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用許可の取消し)

第8条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用許可を取消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用者が利用許可に付した条件に違反したとき。
 - (2) 利用者が第6条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (3) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
 - (4) 拠点施設の工事、その他管理運営上やむを得ない理由が生じたとき。
- 2 町長は、前項第1号から第3号までの規定に該当し、利用の許可を取消し、又は利用を制限し、若しくは停止した場合において、利用者に損害が生ずることがあっても、その責任を負わない。

(使用料)

第9条 拠点施設の利用者は、別表に定める使用料を納めなければならない。

(日割計算)

第10条 使用料は、利用期間が1月に満たないときは日割計算による。

(端数計算)

第11条 使用料に10円未満の端数があるときは、端数を切り捨てるものとする。

(使用料の減免)

第12条 町長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第13条 既納の使用料は還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全額又は一部を還付することができる。

(来館の制限)

第14条 第6条第2項各号に掲げる事由に該当する者は、拠点施設へ来館することができない。

(損害の賠償)

第15条 利用者及び来館者（以下「利用者等」という。）は、施設又は設備を損傷し、若しくは滅失したときは、町長の認定するところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

2 利用者等は、前項に規定する損害を与えたときは、直ちにその旨を町長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第16条 利用者は、利用許可を取り消されたとき、利用を制限されたとき、又は利用を停止されたとき、若しくは利用を終えたときは、直ちに利用していた場所を整理し、原状に回復しなければならない。

2 町長は、利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、利用者に代わってこれを執行し、利用者から原状の回復に要した経費を徴収するものとする。

(管理の代行)

第17条 町長は、拠点施設の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に拠点施設の管理を行わせることができる。

(利用料金)

第18条 前条の規定により拠点施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、利用者は、第9条に規定する使用料に代えて、利用料金を指定管理者に納入しなければならない。

2 利用料金の額は、別表に掲げる額を上限とした範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。

3 町長は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入とすることができる。

4 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者の業務の範囲)

第19条 第17条の規定により指定管理者に拠点施設の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 拠点施設の運営に関する業務

(2) 拠点施設及び設備等の維持管理に関する業務

- (3) 利用者の募集や管理に関する業務
- (4) 拠点施設の利用料金の収受に関する業務
- (5) 拠点施設の設置目的を達成するために必要な業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が別に定める業務
(経費の収受)

第 20 条 第 18 条に規定する利用料金のほか、指定管理者は第 19 条に規定する業務を遂行するために必要な経費を利用者から収受することができる。ただし、その経費は町長と協議のうえ、定めることとする。

(委任)

第 21 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第 2 項の規定 公布の日
- (2) 附則第 3 項の規定 平成 31 年 5 月 1 日

(準備行為)

2 松田町の公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年松田町条例第 15 号）第 6 条の規定による指定管理者の指定及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第 17 条及び第 19 条の規定の例により行うことができる。

(松田町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

3 松田町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例（平成 14 年松田町条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「松田町松田惣領 1192 番地 5」を「松田町松田惣領 321 番地 1」に改める。

別表(第 8 条関係)

施設名	基本料金 (月額)
本館	1 平方メートル当たり 2,000 円
車庫	
倉庫	
その他付帯施設	